

各医療機関 管理者 様

千葉県健康福祉部医療整備課長
(公印省略)

医療機能情報提供制度に係る定期報告について

日頃、本県の医療行政に関しましては御協力をいただきありがとうございます。

医療機能情報の報告については、医療法上の病院等の管理者の義務となっており、また、医療機能情報提供制度実施要領に基づき年に1回定期報告を行うこととされています。さらに、当該報告の内容は医療を受ける者が病院等の選択を適切に行うために必要な情報となります。

つきましては、令和7年2月3日(月)から令和7年3月14日(金)までに、下記の方法で必ず御報告くださるようお願いいたします。

記

I 報告方法

1 インターネットによる報告(基本)

G-MIS(医療機関等情報支援システム)のトップページの「医療機能情報提供制度」ボタンをクリックし、「定期報告」を行ってください(スマホ、タブレットは使用できません)。

詳しくは、千葉県ホームページ「医療機能情報提供制度について」及びG-MISログイン後のページに掲載しているマニュアル等を御覧ください。

定期報告された内容については、「医療情報ネット(ナビイ)」にて随時公開されます。

「G-MIS」ログインページ

<https://www.g-mis.mhlw.go.jp/s/>

千葉県ホームページ「医療機能情報提供制度について」

<https://www.pref.chiba.lg.jp/iryousidou/iryousijouhouiteikyouseido.html>

医療情報ネット(ナビイ)(住民・患者向けトップ)

<https://www.iryous.teikyouseido.mhlw.go.jp/zkn-web/juminkanja/S2300/initialize>

2 調査票による報告(インターネットを使用できない場合に限る。)

前回の定期報告期間中に、紙媒体(調査票)による報告がありました医療機関には調査票を同封しています。

なお、医療機能情報の報告に関し、基本的に、インターネットによる報告をお願いしていますので、現在、インターネットによる報告が可能な場合は、「1. インターネットによる報告」により御報告ください。インターネットにより御報告いただいた場合には、調査票の返信は不要ですので、廃棄してください。

別添「報告事項説明資料」を御参照の上、同封の調査票に必要(変更)事項を赤字で記載し、返信用の封筒に切手を貼付して、令和7年3月14日(金)(消印有効)までに御返送ください。返信期限に間に合わない場合は、インターネットによる報告をお願いすることとなりますので、御注意ください。

期限内に報告のあった調査票は、「医療情報ネット(ナビイ)」にて随時公開されます。

II 注意事項

1 共通事項

- ・入力（記入）の際は、必ず「報告事項説明資料」をお読みください。
- ・毎年1月1日時点（今回は令和7年1月1日時点）の医療機能情報を御報告ください。
- ・**基本情報に修正又は変更がある場合には、医療法上の手続きが必要な場合があります。本定期報告における修正又は変更の報告とは別に、所管の保健所等へ御相談ください。**
- ・当該情報は、医療法第6条の3の規定により、県へ報告するとともに各医療機関において閲覧に供することが義務付けられています。各医療機関においても**必ず報告票の写しを保管してください。**
- ・**医療機能情報の報告に関し、基本的に、インターネットによる報告をお願いしています。**
現在、インターネットを使用できない場合は、インターネットによる報告ができるよう、早めの準備等に御理解、御協力をお願いします。
- ・G-MIS のアカウントに関する情報（ユーザ名（ID）、パスワード、電子メールアドレス等）については、随時確認のとれるよう管理をお願いします。また、登録している電子メールアドレスあてに県より一斉に情報発信する場合がございますので、御承知おきください。

2 前回から新たに開設した病院等

前回から新たに開設した病院等で「新規報告」を未実施の場合、定期報告期間中に「新規報告」を行ってください。この場合、改めて「定期報告」を実施いただく必要はありません。

3 「出張専門の助産所」

「出張専門の助産所」については、医療法第6条の3第1項における助産所とはみなされず、医療機能情報提供制度の報告機関ではないため報告は不要です。

※「出張専門の助産所」で前回は報告済の場合、以下の問合せ先2まで御連絡願います。

III 問合せ先

県では本定期報告の実施にあたって、業務の一部を日本通信紙株式会社に委託しています。

1 調査票の記入方法及び入力の操作方法

フリーダイヤル：0120-750-072

受付期間：令和7年2月3日（月）から3月14日（金）まで

受付時間：正午から午後4時（土・日・祝日は除く）

2 医療機能情報提供制度の内容及びG-MISのアカウントに関する情報

千葉県健康福祉部医療整備課医療指導班

メール：iryoub@mz.pref.chiba.lg.jp

IV その他お願い事項

県からのお知らせを、今後G-MISに登録されている電子メールアドレスあてに送付したいと考えていますが、G-MISの利用目的以外で電子メールアドレスを使用する場合は、医療機関等から同意を得る必要があります。

電子メールアドレスの使用について御理解いただき、同意いただける場合、別紙1「G-MIS（医療機関等情報支援システム）に登録している電子メールアドレスの使用許諾について（兼同意書）」を御確認の上、届出をお願いします。

医療機能情報提供制度・薬局機能情報提供制度における報告を書面によって行う
病院・診療所・歯科診療所・助産所・薬局の皆様へ

令和 7 年 2 月 3 日

医療機能情報提供制度・薬局機能情報提供制度については、令和 6 年 1 月 5 日から厚生労働省が運営する医療機関等情報支援システム（以下「G-M I S」という。）により報告が可能となったところです。

他方、病院、診療所、歯科診療所、助産所及び薬局（以下「報告機関」という。）が、G-M I S による報告を行うことができない場合、報告機関は都道府県に対して書面により報告することになります。そして、都道府県は、報告を受けた情報を G-M I S に入力することで、当該情報を医療情報ネットにより公表します。

また、G-M I S に入力された情報は、以下の目的で利用されることになります。

- (1) G-M I S の円滑な運営・維持
- (2) G-M I S の障害を復旧するための分析・評価
- (3) G-M I S の利便性向上のための分析・評価
- (4) G-M I S の改善、見直し及び関連施策の立案・検討

つきましては、本書面に基づき、以上の利用目的について通知いたします。

以上

医療機能情報提供制度に係る法令等

医療機能情報の報告については、医療法上の病院等の管理者の義務となっており、当該報告の内容は医療を受ける者が病院等の選択を適切に行うために必要な情報である点を踏まえ、当該報告を実施して下さるようお願いいたします。

1 医療法（昭和23年法律第205号）

第6条の3 病院、診療所又は助産所（以下この条において「病院等」という。）の管理者は、厚生労働省令で定めるところにより、医療を受ける者が病院等の選択を適切に行うために必要な情報として厚生労働省令で定める事項を当該病院等の所在地の都道府県知事に報告するとともに、当該事項を記載した書面を当該病院等において閲覧に供しなければならない。

2 病院等の管理者は、前項の規定により報告した事項について変更が生じたときは、厚生労働省令で定めるところにより、速やかに、当該病院等の所在地の都道府県知事に報告するとともに、同項に規定する書面の記載を変更しなければならない。

3～5 略

6 都道府県知事は、病院等の管理者が第一項若しくは第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、期間を定めて、当該病院等の開設者に対し、当該管理者をしてその報告を行わせ、又はその報告の内容を是正させることを命ずることができる。

2 医療機能情報提供制度実施要領（抜粋）

本制度の趣旨

- 本制度は、病院等が自らの責任において医療機能情報を都道府県知事に対して報告し、報告を受けた都道府県知事は、基本的に当該医療機能情報をそのまま公表するものである。
- 病院等は、提供する医療について正確かつ適切な医療機能情報を報告するとともに、報告した機能に関して住民・患者からの相談等に適切に応じるよう努めなければならない。

医療機能情報の報告手続（医療機能情報の報告時点・報告時期・報告方法）

- 都道府県知事は、病院等に対して、医療機関等情報支援システム（以下「G-MIS」という。）を経由する方法等により、原則として、毎年1月1日時点の医療機能情報について、当該年の1月1日から3月31日までの間に報告するよう求めることとする。
- また、紙媒体での報告を採用している場合は、各医療機関の実情や報告の際のセキュリティー確保に配慮しつつ、病院等や都道府県の負担を軽減する観点から、可能な限り速やかにオンライン化による手続に移行できるよう努めるものとする。
- 医療機能情報の修正又は変更の報告については、以下のとおりとする。

①病院等の名称、②病院等の開設者、③病院等の管理者、④病院等の所在地、⑤病院等の案内用電話番号及びファクシミリ番号、⑥診療科目、⑦診療日（診療科目別）、⑧診療時間（診療科目別）、⑨病床の種別及び届出又は許可病床数については、病院等の基本情報として重要な事項である。そのため、病院等の管理者は、当該基本情報に修正又は変更があった時点で、都道府県知事に対して都道府県知事の定める方法により報告を行わなければならないこととする。

なお、医療法第7条及び第8条に基づく開設許可等の事項の変更の届出については、本制度に基づく修正又は変更の報告とは別に行うものとする。

基本情報以外の情報については、病院等の管理者は、都道府県知事の定める年1回以上の定期的な報告時期に報告を行うほか、可能な限り速やかな時期に修正又は変更の報告を行うこととする。